

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
霞が関WAN利用料金	支出負担行為担当官 公正取引委員会事務総局 官房総務課会計室長 滝明良 東京都千代田区霞が関 1-1-1	H23.4.1	社団法人行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3	会計法第29条の3第4項 霞が関WAN利用機関連絡協議会の決定に基づき、霞が関WANを設置運営し、サービスを提供できる唯一の法人であるため。	—	月額1,207,500	—	0	特社	国所管	—	霞が関WAN事業は平成24年12月に廃止予定である。	霞が関WAN事業終了後は、国を運用主体とする政府共通ネットワークを利用する。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。